

青森地方最低賃金審議会 第5回専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月12日（火）午前10時00分～午前11時50分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

（事務局 室長補佐）

それでは定刻になりましたので、ただ今より第5回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、森理恵委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを御報告いたします。また本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行い、本日6名が傍聴されていることを報告いたします。

それでは以後の進行につきまして、石岡会長、よろしくお願いいたします。

（石岡部会長）

それでは本日もよろしくお願いいたします。

まず最初に事務局の方から何かありますか。

（事務局 賃金室長）

最初に全国の結審状況、金曜日以降に厚生労働省から来たものを報告させていただきます。

はじめにAランクの埼玉、こちらは労側5名が全員反対で、使側が4名賛成、1人は欠席ということで、結審しております。引上げ額は目安どおりの63円引上げ。改定後の地賃額は1,148円、発効日は11月1日でございます。

続きましてBランクの兵庫県、使側は5名全員反対で結審。引上げ額は目安+1円で64円。改定後の地賃額は1,116円。発効日は10月4日でございます。

続いてBランクの宮城県。これは複雑になっておりまして、労側は3名賛成、1名反対、1名欠席。使側が1名賛成、3名反対、1名欠席。公益は1名欠席で2名賛成ということで結審しております。引上げ額は目安+2円の65円。改定後の地賃額は1,038円。発効日は10月4日でございます。

Bランクの奈良県。こちらは全員一致、使側1名欠席で結審しております。引上げ額は

目安＋2円の65円。改定後の地賃額は1,051円。発効日は11月16日でございます。

最後にCランクの鳥取県。こちらは全員一致で結審をしております、引上げ額は目安＋9円の73円の引上げ。改定後の地賃額は1,030円。発効日は10月4日でございます。

全国の結審状況については以上でございます。

続きまして、8日の専門部会で菅委員からございました御質問につきまして、厚生労働省に問い合わせをさせていただきました。菅委員の御質問、回収率30.2%ということですが、回収率に関わらず誤差0.2%が担保されているのかという趣旨の御質問だったと承知しております。

回答でございます。この調査は実際の回収率を踏まえて調査対象企業数を設定しており、実際の回収率は過去の回収率を根拠に設定をしております。なお、この調査は常時回収率が30%程度であり、今年の回収率30.2%が特別に低いものではないものと認識をしているということでございまして、例年大体30%というのを根拠に調査対象事業所数を設定していると。

ですから、回収率が極端に落ちたとかいう時は、またそれはいろいろあるかもしれませんが、設計としてはそういう設計になっているという説明でございましたので御報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

菅委員、何か。

(菅委員)

ないです。ありがとうございます。明快な回答、ありがとうございます。

(石岡部会長)

ただ今の報告につきまして、何か御質問等は他にはございませんか。

それでは特によろしいですか。

それでは金額の審議に入りたいと思っております。これまでのところ、前回の段階で労働者側からは84円という数字が出て、使用者側からこれに対する数値がまだ出ていないという段階でございます。だいぶ日程も詰まってきましたので、何とか最終的な詰めに向けてできるだけ議論を煮詰めていきたいというふうに考えております。どうぞ、御協力をお願いいたします。

それでは使用者側から、結果はいかがでしょうか。

(小山田委員)

まず振り返りになりますけれども、先週の8月7日、第3回専門部会では青森県経営者協会の春季賃金交渉妥結状況調査結果ということで、暫定的ではありますがアップ率が3.3%程度ということ踏まえて、953円×3.3%で31円を提示させていただいたところであります。

そして翌8月8日金曜日、第4回専門部会になりますけれども、これについては県内の信頼できる民間機関による調査結果というところで3.5%程度ということで、県内企業の春季のアップ予定ということが出ておりますので、これを採用して953円×3.5%で33円。これが8月8日提示させていただいたところであります。

いずれも地域のデータに基づいてというところもございまして、青森県の賃金の動きというふうなものを前提として、その数字を採用させていただいたところであります。

つまりは、県内の事業者の賃金の支払能力を一番表していると思われるパーセンテージを8月7日、8月8日、提示させていただいたというふうに認識しております。

それを受けての本日でございますけれども、県内の賃上げ状況で更なる提示額、これを示すことはその基になるデータがございませんので、できません。

従いまして、改めて国が今年6月でございますか、実施しました令和7年賃金改定状況調査結果第4表、これの中の4表②のパートタイム労働者の産業計Cランクというのがございますので、これの賃金対前年上昇率4.1%、これはCランク県のデータでございますので、青森県ということにはなりませんけれども、他に青森県はございませんので、このCランク対前年度の上昇率4.1%、これを採用させていただきまして、953円×4.1%ということで、本日は39円を提示させていただきたいと思います。

以上になります。

(石岡部会長)

ありがとうございます。

労働者側からは、いかがでしょうか。今の段階で、金額の提示は

(秋田谷委員)

まだまだ目安には大きく乖離をしているというのがありますので、今の使用者側の3回目の提案を受けて、公労で少しお話をさせていただいた上で提示したいと思います。

(石岡部会長)

はい、分かりました。

そうしますと、じゃあもうこれからは個別協議でということになりますかね。

(秋田谷委員)

はい。

(石岡部会長)

という御意見ですが、使用者側は。

(小山田委員)

結構でございます。

(石岡部会長)

よろしいですか。それでは以降は個別協議としたいと思います。

【以後、公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれ意見交換】

(石岡部会長)

それでは審議を再開したいと思います。本日、労働者側からは本日の金額の提示として 82 円という数字が出ました。これに対して使用者側では本日冒頭に提示がありました 39 円で、これ以上の数字は今日は持ち合わせていないということで、これ以上の金額の提示はありませんでした。

労働者側は 82 円、使用者側が 39 円ということで、まだ相当開きがあります。

議論の中で、法定の 3 要素、これについて本県ではどうなのか、という当地の状況に沿った議論が必要ではないかということでした。消費者物価指数について、目安の方で労働者の生計費を考える上で消費者物価指数の動向を挙げておりますけれども、これが当地ではどうなのかというふうなことも、できる範囲で事務局の方に調べていただくことにしました。

それから目安の中で発効日の点についても労使で協議をすべきだという指摘もされています。そして現に、例えば埼玉ですとか奈良ですとかは法定発効日ではなくて指定発効日、11 月 1 日とか 11 月 16 日とか、そういうふうに発効日を定めたという例はあるようです。

ですので、この点についても議論をする必要があるというふうに思っていますので、使用者側からこういうふうな提案もありましたので、労働者側でも是非御検討をいただきたいと思います。

ということで、本来ですと今日 12 日に結審をして答申までしたいという予定でおったのですが、中賃の目安自体が遅れて提示されたということなどもあって、今日の段階で金額を定めるところにはいきませんでした。次回にまた引き続いて専門部会で議論をしたいというふうに思っています。

というのが今日の段階の状況ですが、双方何か御意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは次回は 8 月 21 日となりますので、この間、また双方で御検討いただいて、次回には何とか金額を詰めるところまでできれば、というふうに思っておりますので、是非御協力をお願いしたいと思います。

それからその他として事務局から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

日程について確認させていただきます。これまで専門部会におきまして、真摯に御議論いただきましたが、本日は結審しなかったということでございます。

従いまして、本日午後 1 時半からの本審においては、答申というかたちにはならない

ということで、当専門部会の審議状況の説明と、あと特定最低賃金の必要性諮問が議題となります。

地賃の第6回専門部会につきましては、部会長からお話ございましたけれども、8月21日木曜日、午前10時から、こちらの会議室で開催をさせていただきます。そして午後1時半からは本審ということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(石岡部会長)

ということで、また引き続きよろしくお願いいたします。

本日の専門部会はこれにて閉会したいと思います。どうもお疲れ様でした。